

接骨院・整骨院の正しいかかり方

柔道整復施術

接骨院・整骨院では健康保険を使用できる条件が決められています

健康保険が使える場合

外傷性が明らかなケガで、負傷原因がはっきりしている痛み

- 骨折・脱臼
応急手当以外の場合は、あらかじめ医師の同意が必要
- 外傷性が明らかな捻挫・打撲・挫傷(肉離れ)
身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないもの
- 負傷原因がはっきりしている骨・筋肉・関節のケガや痛み
出血を伴うケガには健康保険は使えません

健康保険が使えない場合

- リラクゼーション目的のマッサージ
- 単なる(疲労性・慢性的な要因による)肩こりや筋肉疲労
- 病気(神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニアなど)が原因の痛み
- 一度治ったケガの後遺症など慢性に至った痛み
- 脳疾患の後遺症などの慢性病
- 医療機関で同じ部位の治療を受けているとき
- 労災保険が適用される仕事や通勤途上でのケガ

ケガをしたときは

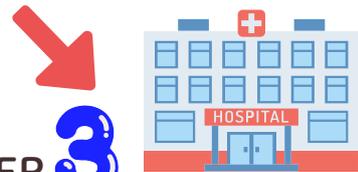


STEP 1
医療機関で医師の診察を受けましょう



STEP 2

どうしても医療機関に行けない場合は接骨院・整骨院へ



STEP 3

施術が長期にわたるときは他の要因も考えられるため医療機関で医師の診察を受けましょう

健康保険法第87条(要約)

健康保険では、疾病や負傷に対して医療機関等を受診し、医師の診察を受けることが原則です。

しかし、医療機関等を受診できなかった場合において、療養費として接骨院の施術を認めています。

接骨院での施術(療養費)は、医療機関等を受診すること(療養の給付等)の補完的役割を果たすものであり、被保険者に選択の自由を与えたものではありません。

なお、健康保険組合がやむを得ないものと認めた場合に限り支給されるものです。

- 負傷の原因を正しく伝えましょう
- 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で署名又は捺印しましょう
- 領収書・明細書は必ず受けとり、保管しましょう



大阪金属問屋健康保険組合より、治療内容についてお尋ねすることがあります。

「健康保険が使える」と説明を受け、接骨院・整骨院を受診されても、審査の結果、健康保険が使えない場合もあります。

はり・きゅう施術

健康保険が使える場合

- ・ 神経痛
- ・ リウマチ
- ・ 頸腕症候群
- ・ 五十肩
- ・ 腰痛症
- ・ 頸椎捻挫後遺症

医師による同意書が必要です。
医師による適切な治療手段がないものに限ります。

健康保険が使えない場合

- ・ 本人が希望して施術を受ける場合
- ・ 疲労回復のため
- ・ リラクゼーション目的のもの
- ・ 美容目的のもの

慢性的な痛み



- ⊗ 自分の判断ではり・きゅう施術を受けたくなくなった
- ⊗ 医師の同意書を得るためだけに鍼灸院から紹介された病院で同意書を得た
- ⊗ 医師による適切な治療手段はあるが、はり・きゅう施術を希望して同意書を得た



専門医の治療を受けましょう

医師による適切な治療手段がなく、はり・きゅうの施術による効果が期待できる場合は、医師の同意書を得ましょう。

按摩・マッサージ

健康保険が使える症状

関節拘縮

筋麻痺

関節が自由に動かせなかったり、筋肉が麻痺している症状に対する施術で、医療上マッサージが必要と認められた場合に限りま。

GOOD



同意書を持って鍼灸院へ6か月に1度医師の診察を受け、はり・きゅう施術が必要な場合は、再度医師の同意書が必要になります。

はり・きゅう、按摩・マッサージの申請は償還払いです



医師から同意書の交付を受けていても、審査の結果、健康保険が使えない場合もあります。